

# 令和元年度 部活動に関する規定

小城市立芦刈中学校

## 1 部活動基本方針

- (1) 各部の活動は、学校教育の一環としての活動であること。
- (2) 各部の活動は、顧問及び指導者の適切な指導計画に基づいて運営されること。
- (3) 部活動の運営指導は、生徒の心身の発達を考慮し、健全な育成を期して教育的な配慮に基づいてなされること。

## 2 部活動の時間

### (1) 部活動の開始時刻について

火曜日から金曜日にかけて部活動の開始時刻は、帰りの会終了後20分後からとし、その時刻になったら全校の部活動の練習ができるようにする。

月曜日は原則として部活動休みの日とする。

### (2) 下校時刻について

各部活動の終了時刻について、下記の通りとする。(完全下校時刻の15分前まで)

| 月  | 前半(1日～15日) | 後半(16日以降) |
|----|------------|-----------|
| 4  | 18:15      | 18:30     |
| 5  | 18:30      | 18:45     |
| 6  | 18:45      | 18:45     |
| 7  | 18:45      | 18:45     |
| 8  | 各部で計画      |           |
| 9  | 18:15      | 18:00     |
| 10 | 17:30      | 17:15     |
| 11 | 17:00      | 16:45     |
| 12 | 16:45      | 16:45     |
| 1  | 17:00      | 17:15     |
| 2  | 17:30      | 17:45     |
| 3  | 17:45      | 18:00     |

◆年間の日没時間を基準に下校時刻を設定しています。  
◆天候などにより臨機応変に対応することがあります。

### (3) その他

#### ① 定期テストの部活動停止期間について

中間テスト・・・テスト開始3日前より練習停止

期末テスト・・・テスト開始5日前より練習停止(1学期は3日前より)

#### ② 7年生の活動について

4月の活動時間は18:00までとする。

## 3 練習及び試合について

- (1) 各部とも生徒の心身の発達を考慮し、積極的休養をとり入れる。原則として土、日で4日(第3日曜日含む)、平日4日計8日以上部活動休養日を設ける
- (2) 練習時間の延長が必要な場合は、職員会議等で承認を受け、保護者と協力して下校指導を行う。

(3) 試合を行う場合はその内容について対外試合届けを提出する。

(4) 長期休業中の土曜日、日曜日の練習は原則として休みとする。(ホトボードへ記入)

## 4 その他

- (1) 活動時の服装については、学校体育シャツを原則とするが、競技の特性等を考慮し、顧問が判断する。
- (2) 活動場所の清掃美化、用具備品等の管理に努めさせる。
- (3) 部室の使用は部活動時の更衣のみとし、用具の整理、部室内及び周辺の美化に努めさせる。(毎週水曜日は活動前までに掃除をする。)
- (4) 学校及び校外生活において、芦刈中生徒として好ましくない行為(学校規定・部活動規定に反する行為)があったときには、対外試合出場停止等の厳罰に処することもある。なお、規定外の特別な場合は、その都度状況に応じて対処する。
- (5) 社会体育については、大会の手続き、中体連引率のみを行う。